

8 注記表

重要な会計方針

当該事業年度においては、農業共済団体会計基準（平成23年4月8日付け22経営第7209号農林水産省経営局長通知）を適用して財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	9～50年
構築物	10～30年
機械器具	4～15年
器具備品	4～30年
医療器具機械	4～30年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

業務勘定の有形固定資産及び無形固定資産は、当該固定資産の取得原価から当該固定資産を取得するための借入金を控除した金額を取得事業年度に費用配分しており、減価償却費による費用配分は行っておりません。また、当該固定資産の貸借対照表計上額は、当該固定資産の取得原価から減価償却相当額（減価償却累計額と同額）を直接控除した金額を計上しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当組合は、職員数300人未満につき、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、自己都合退職による期末要支給額によっております。

また、役員退任慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金積立規則に基づき期末要支給額によっております。

(2) 貸倒引当金

未収金等の債権で、債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過した金額を計上しております。

(3) 建設引当金

固定資産建設に備えるための引当金で、組合施設及び職員住宅等の建設計画により計上しております。

(4) 修繕引当金

固定資産修繕に備えるための引当金で、組合施設及び職員住宅等の修繕計画により計上しております。

(5) 更新引当金

損害防止機械、実測器具等の固定資産取得に備えるための引当金で、更新計画により計上しております。

(6) 事務機械化準備金

次期システム等の更新に備えるための引当金で、事務機械化準備計画により計上しております。

(7) 損害評価特別準備金

大災害発生による損害評価費の支出に備えるための引当金で、毎年実測試料の処分代金を計上しております。

(8) 業務引当金

将来の収入不足や予見し難い支出に備えるための引当金で、安定的な事業運営に必要な額を計上しております。

(9) 運営基盤整備準備金

組織再編後の、運営基盤整備を安定的に実施するための引当金で、運営基盤整備に伴う支出を計上しております。

3. 責任準備金の計上基準

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第29条に基づき、

- ① 農作物共済勘定、果樹共済勘定は、決算時において責任期間が翌事業年度にわたる共済の共済関係に係る手持掛金部分の金額を計上しております。
- ② 家畜共済勘定及び園芸施設共済勘定は、決算時において各共済で責任期間が翌事業年度にわたる共済の共済関係のうち未だ経過しない部分の手持掛金部分の金額を計上しております。

4. 支払備金の計上基準

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第28条に基づき、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定は、決算時において共済金の支払または共済掛金の返還の義務はあるが、その金額が確定していないものがあるときは、手持掛金部分の金額を計上しております。

また、その金額の見込額及び訴訟継続中のものがあるとき並びにその金額が推定できないときにおいても手持掛金部分の金額を計上しております。

5. 有価証券〈及び金銭信託〉の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

該当するものは保有しておりません。

（2）その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は平均原価法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額は、その全額を純財産の部に計上しております。

② 時価のないもの

該当するものは保有しておりません。

（3）金銭信託

該当するものは保有しておりません。

6. たな卸資産等の評価基準及び評価方法

先入先出法による取得原価（収益性の低下に基づく薄価切下げの方法）により計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引（少額・短期リース取引を除きます。）のうち、平成24年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

8. キャッシュ・フロー計算書関係

（1）キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手持現金及び要求払預金

(2) 資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金	3,688,342,086 円
現金及び預金のうち定期預金	2,613,000,000 円
資金期末残高	1,075,342,086 円

(3) 重要な非資金取引の内容

該当はありません。

9. 減損損失関係

減損を認識した資産は、ありません。

10. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当組合の余裕金は、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第34条に基づき、預金、退職給与金施設預託金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券により運用しております。

未収債権は、経理規則第100条の未収金等債権管理要領に基づき管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,688,342,086	3,688,342,086	0
(2) 有価証券及び投資有価証券	4,846,323,000	4,846,323,000	0
① 満期保有目的の債券	0	0	0
② その他有価証券	4,846,323,000	4,846,323,000	0
(3) 未収債権	657,513,145	657,513,145	0
(4) 退職給与金施設預託金	983,738,789	983,738,789	0
(5) 未払債務	(718,473,123)	(718,473,123)	(0)
(6) リース債務	(1,076,434)	(1,076,434)	(0)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(3) 未収債権、(5) 未払債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 退職給与金施設預託金

退職給与金施設預託金の時価については、公益社団法人全国農業共済協会から提示された期末時における金額を帳簿価額としており、時価は帳簿価額と等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

外部出資（貸借対照表計上額 15,450,531円）のうち、市場価格のある株式はありません。

11. 賃貸等不動産関係

当組合は、固定資産の有効活用を図るため、土地（北広島市稲穂町）、旧実測調製所（当別町栄町）、公宅（倶知安町南4条、函館市神山、厚沢部町新町、日高町厚賀町、新冠町北星町、新ひだか町三石鳧舞）を賃貸しております。これら賃貸不動産の貸借対照表計上額、当期増減及び時価は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
土地	8,156,910	0	8,156,910	39,119,919
旧実測調整所	1,713,813	△202,287	1,511,526	642,361
公宅	6	0	6	5,616,349

(注1) 貸借対照表計上額は、取得価格から減価償却相当額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額は次のとおりであります。

減価償却による減少 旧実測調製所 202,287 円
公宅 0 円

(注3) 当期末の時価は、固定資産税算出における評価額であります。

また、賃貸等不動産に関する平成30年度における収益及び費用は次のとおりであります。

(単位：円)

賃貸収益	賃貸費用	その他損益（売却損益等）
3,827,200	686,300	0

貸借費用は、固定資産税の額となります。

12. 資産除去債務関係

当組合は事務所、診療所及び公宅等における不動産賃貸契約に基づき、契約終了時における原状回復義務を負っておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、原状回復義務の履行時期を合理的に見積もることが困難であることから、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

13. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。